

滋賀県税条例の一部を改正する条例について

1 改正理由等

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)の公布を踏まえ、改正すべき滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の規定のうち、平成29年4月1日に施行すべき規定等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づく専決により同条例の改正を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、その承認を求めるものです。

2 主な改正内容

(1) 自動車取得税

自動車取得税における「エコカー減税」について、対象となる自動車の範囲および軽減率を見直した上、1年間延長することとしました。(付則第10条の2および第10条の2の3関係)

例：乗用車

区分			軽減率の見直し		
対象車種			H27, 28年度	H29年度 ※3	【参考】 H30年度 ※4
EV等 ※1				非課税	非課税
ガソリン車 LPG車 ハイブリッド車	H32燃費基準	+30%達成	非課税	60%軽減	80%軽減
		+20%達成			60%軽減
		+10%達成	80%軽減	40%軽減	40%軽減
		達成	60%軽減	20%軽減	20%軽減
※2	H27燃費基準	+10%達成	40%軽減	20%軽減	対象外
		+5%達成	20%軽減	対象外	対象外

※1 EV等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車を指す。(2)の自動車税において同じ。

※2 LPG車は、今回の改正により対象車種に追加。改正前のガソリン車およびハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限り、改正後のガソリン車、LPG車およびハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

※3 今回の専決処分による改正は、平成29年度分のみとなります。

※4 平成30年度分については、6月定例会議での提案を予定しています。

(2) 自動車税

ア 環境負荷の小さい自動車に係る自動車税の税率を軽減する特例措置について、対象となる自動車の範囲を見直した上、2年間延長することとしました。(付則第10条の3関係)

【改正前】

取得期間：平成28年度

軽減率：平成29年度(取得の翌年度分のみ)

区分	軽減率
EV等	75%軽減
H32燃費基準+10%達成	
H27燃費基準+20%達成	50%軽減

※ EV等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

【改正後】

取得期間：平成29、30年度

軽減率：平成30、31年度(取得の翌年度分のみ)

区分	軽減率
EV等	75%軽減
H32燃費基準+30%達成	
H32燃費基準+10%達成	50%軽減

※ EV等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

イ 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に係る自動車税の税率を重くする特例措置について、改正前の措置を2年間延長することとしました。(付則第10条の3関係)

3 その他の改正内容

(1) 個人県民税

ア 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止期限を平成32年3月31日まで延長することとしました。(付則第12条関係)

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置の適用期限を3年延長することとしました。(付則第13条の2関係)

(2) 法人事業税

法人の事業税の確定申告納付期限について、一定の場合には、3月を超え6月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内に申告納付することができるものとしました。(第38条の5関係)

(3) 不動産取得税

ア 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条および付則第9条関係)

(ア) 農用地利用集積計画に基づき取得する一定の土地に係る課税標準の特例措置

(イ) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(ウ) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(エ) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(オ) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(カ) 公益社団法人等が取得する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(キ) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置

(ク) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(ケ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置

(コ) (キ)の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置

(サ) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による取得に係る税額の減額措置

イ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する一定の共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、漁業近代化資金の貸付けを受けて取得した当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(4) 自動車取得税

ア 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとしました。

(ア) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する自動車のうち、一定の自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置(付則第10条の2の3関係)

(イ) 一定の自動車のうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減ブレーキ制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置(付則第10条の2の3関係)

(ウ) 東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車として取得された自動車に係る課税免除措置(付則第23条関係)

イ 一定の自動車のうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日までに完了したときに限り、取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずることとしました。(付則第10条の2の3関係)

ウ 減税対象車に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が一定の場合であるときは、国土交通大臣の認定等の申請をした者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとしました。(付則第10条の2の4関係)

(5) 軽油引取税

船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律等の規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、軽油引取税を課さないものとするものとしました。(付則第10条の2の6関係)

(6) 自動車税

減税対象車に係る自動車税について、不足額が生じた原因が一定の場合であるときは、国土交通大臣の認定等の申請をした者等を自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとしました。(付則第10条の3の2関係)

(7) その他必要な規定の整備を行いました。

4 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

滋賀県税条例 新旧対照表

旧	新
第1条～第21条の3 略 (配当割額または株式等譲渡所得割額の控除) 第21条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第36条の8から第36条の14までの規定により配当割額を課された場合は法第32条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について第36条の15から第36条の20までの規定により株式等譲渡所得割額を課された場合は、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第20条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第1条～第21条の3 略 (配当割額または株式等譲渡所得割額の控除) 第21条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第36条の8から第36条の14までの規定により配当割額を課された場合は法第32条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額を申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について第36条の15から第36条の20までの規定により株式等譲渡所得割額を課された場合は、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第20条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
第22条～第38条の4 略 (法人の事業税の申告納付の期間) 第38条の5 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割(第37条第1項第1号アに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割および所得割とする。)または収入割についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 法第72条の25第1項または第72条の28第1項に規定する法人にあつては、次の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間内。ただし、法第72条の25第2項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、法第72条の25第4項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、法第72条の25第6項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。))において準用する法第72条の25第2項または同条第7項(法	第22条～第38条の4 略 (法人の事業税の申告納付の期間) 第38条の5 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割(第37条第1項第1号アに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割および所得割とする。)または収入割についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 法第72条の25第1項または第72条の28第1項に規定する法人にあつては、次の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間内。ただし、法第72条の25第2項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、法第72条の25第4項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。))、法第72条の25第6項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。))において準用する法第72条の25第2項または同条第7項(法

第72条の28第2項において準用する場合を含む。)において準用する法第72条の25第4項の規定により知事(本県と他の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事。アおよびイにおいて同じ。)の承認を受けた法人については、その指定した日まで

ア 法第72条の25第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている法人(法第72条の25第14項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第72条の25第3項の規定の適用がないものとみなして同条第2項の規定を適用される法人を除く。)各事業年度(同条第5項の規定の適用に係る事業年度を除く。) 終了の日から3月以内(特別の事情により各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定する月数の期間内)

イ 法第72条の25第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている法人(法第72条の25第14項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第72条の25第5項の規定の適用がないものとみなして同条第2項または第

第72条の28第2項において準用する場合を含む。)において準用する法第72条の25第4項の規定により知事(本県と他の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事。アおよびイにおいて同じ。)の承認を受けた法人については、その指定した日まで

ア 法第72条の25第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている法人(法第72条の25第14項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第72条の25第3項の規定の適用がないものとみなして同条第2項の規定を適用される法人を除く。)各事業年度(同条第5項の規定の適用に係る事業年度を除く。アにおいて同じ。)終了の日から3月以内(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める

期間内)

(ア) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(イ)において「定款等」という。)の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(イ)に掲げる場合を除く。)

当該定めの内容を勘案して3月を超え6月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内

(イ) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する3月を超える月数の期間内

イ 法第72条の25第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている法人(法第72条の25第14項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第72条の25第5項の規定の適用がないものとみなして同条第2項または第

4項の規定を適用される法人を除く。) 各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。))終了の日と同じくする事業年度に限る。
)。終了の日から4月以内(特別の事情により各事業年度終了の日から4月以内に当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。))がある連結親法人(同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。)(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人)の各連結事業年度(同法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)の連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。))の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定する月数の期間内)

4項の規定を適用される法人を除く。) 各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。))終了の日と同じくする事業年度に限る。イに
 おいて同じ。))終了の日から4月以内(次に掲げる場合に該当すると
 きは、それぞれ次に定める

期間内)

(ア) 当該法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。))がある連結親法人(同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。イにおいて同じ。)(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。(イ)において同じ。))が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に各連結事業年度(同法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。)(イ)において同じ。))の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合((イ)に掲げる場合を除く。)) 当該定めの内容を勘案して4月を超え6月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内

(イ) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。))に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得

ウ 略 (2) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人 <u>に</u>あつては、各事業年度開始の日から 6月を経過した日から2月以内 (3) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内 (4) 法第72条の29第3項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで） 2 略 第38条の6～第60条 略 (自動車税の税率) 第61条 略 2および3 略 4 第1項第5号ウの規定を適用する場合において、当該自動車規則で定める自動車に該当するときは、当該自動車の車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。付則第10条の2の2、第10条の2の4および第10条の3において同じ。）の2分の1に相当する重量を当該自動車の最大積載量とみなす。 第61条の2～第101条 略 (固定資産税の納税義務者等) 第102条 固定資産税は、大規模の償却資産（	(同条第18号の4に規定する連結所得をいう。)の金額の計算を了 することができない常況にあることその他やむを得ない事情がある と認められる場合 知事が指定する4月を超える月数の期間内 ウ 略 (2) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人（法第72条の27の規 定の適用を受ける法人を除く。）にあつては、各事業年度開始の日から 6月を経過した日から2月以内 (3) および(4) 略 2 略 第38条の6～第60条 略 (自動車税の税率) 第61条 略 2および3 略 4 第1項第5号ウの規定を適用する場合において、当該自動車規則で定 める自動車に該当するときは、当該自動車の車両総重量（道路運送車両法 第40条第3号に規定する車両総重量をいう。付則第10条の2、第10条の2 の3 および第10条の3において同じ。）の2分の1に相当する重量を 当該自動車の最大積載量とみなす。 第61条の2～第101条 略 (固定資産税の納税義務者等) 第102条 固定資産税は、法第349条の4第1項に規定する大規模の償却資産
--	---

新設大規模償却資産を含む。以下本節中
同じ。）に対し、賦課期日現在における当該大規模の償却資産の
 価格（法第349条の2または法第349条の3の規定によ
 つて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち法第349条の4お
 よび法第349条の5の規定によつて当該大規模の償却資産の所在する市町
 が課することができ固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分
 の金額を課税標準として、その所有者に課する。

第103条～第150条 略

付 則

第1条～第7条の4 略

（不動産取得税の課税標準の特例）

第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利
 用集積計画に基づき農業振興地域に整備に関する法律第8条第2項第1号
 に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取
 得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が
 平成21年4月1日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、
 当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換に
 よる取得である場合にあっては、当該3分の1に相当する額または当該交
 換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換に
 よつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合に
 は、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1
 項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多
 い額）を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法
 第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7
 条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に
 基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭

（法第349条の5第1項に規定する新設大規模償却資産を含む。以下この節
 において同じ。）に対し、賦課期日現在における当該大規模の償却資産の
 価格（法第349条の2、法第349条の3または法第349条の3の4の規定によ
 り固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち法第349条の4お
 よび法第349条の5の規定により当該大規模の償却資産の所在する市町
 が課することができ固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分
 の金額を課税標準として、その所有者に課する。

第103条～第150条 略

付 則

第1条～第7条の4 略

（不動産取得税の課税標準の特例）

第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利
 用集積計画に基づき農業振興地域に整備に関する法律第8条第2項第1号
 に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取
 得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が
 平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、
 当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換に
 よる取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交
 換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換に
 より失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合に
 は、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1
 項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多
 い額）を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法
 第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7
 条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に
 基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭

和27年法律第176号)の宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第13項において同じ。)で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。)の施行の日の翌日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。	和27年法律第176号)の宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第13項において同じ。)で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。)の施行の日の翌日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。
3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産(次項において「特定資産」という。)のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。	3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産(次項において「特定資産」という。)のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。
4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人(同法第187条の登録を受けたものに限る。)で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。	4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人(同法第187条の登録を受けたものに限る。)で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。
5 略	5 略
6 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動	6 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動

産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1(当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1)に相当する額を価格から控除する。

7および8 略

9 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法(昭和25年法律第214号)第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

10 農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するもの

の貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第15項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合(当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1)を乗じて得た額を価格から控除する。

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供

産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1(当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあっては、当該不動産の価格の2分の1)に相当する額を価格から控除する。

7および8 略

9 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法(昭和25年法律第214号)第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

10 農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものもしくは漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第14項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第15項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合(当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1)を乗じて得た額を価格から控除する。

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供

付則第8条 (不動産取得税の課税標準の特例) される家屋をいう。)で施行令附則第7条第16項に規定するものの新築を平成29年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) 第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅 (その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。) で施行令附則第7条第16項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限り」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円 (共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅 (以下「共同住宅等」という。)) にあつては、居住の用に供するのために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円)」とあるのは「当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するのために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第17項に規定するものにつき1,200万円」とする。	される家屋をいう。)で施行令附則第7条第16項に規定するものの新築を平成29年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) 第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅 (その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。) で施行令附則第7条第16項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限り」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円 (共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅 (以下「共同住宅等」という。)) にあつては、居住の用に供するのために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円)」とあるのは「当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するのために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第17項に規定するものにつき1,200万円」とする。
12 不動産特定共同事業法 (平成6年法律第77号) 第2条第7項に規定する特例事業者が、同条第3項に規定する不動産特定共同事業契約 (同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第18項に規定するものに限る。)に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定においては、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。 (1)～(5) 略	12 不動産特定共同事業法 (平成6年法律第77号) 第2条第7項に規定する特例事業者が、同条第3項に規定する不動産特定共同事業契約 (同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第18項に規定するものに限る。)に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定においては、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。 (1)～(5) 略
13 略	13 略
第8条の2 略 (不動産取得税の減額等) 第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法	第8条の2 略 (不動産取得税の減額等) 第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法

律第123号)第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施行規則附則第3条の2の18に規定するものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。	律第123号)第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施行規則附則第3条の2の18に規定するものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。
2および3 略	2および3 略
4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成29年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「<u>については</u>」とあるのは「<u>については</u>、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部の部分で同条第2項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するのために独立的に区画された一部の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。	4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するのために独立的に区画された一部の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。
5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この	5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この

項および第7項において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅(共同住宅等)にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。)であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下第7項までにおいて同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの(以下この項および次項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。 6および7 略	条 において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅(共同住宅等)にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。)であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの(以下この項および次項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。 6および7 略
第9条の2 略	第9条の2 略
(不動産の価格の決定の特例) 第9条の3 第39条の2第9項、第11項もしくは第12項、第39条の16第1項または付則第8条第1項の規定により知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が法附則第17条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける土地であるときににおける第39条の2第9項、第11項もしくは第12項、第39条の16第1項、付則第8条第1項または前条第3項の規定の適用については、これらの規定中「法第388条第1項の固定資産評価基準」とあるのは、「法第388条第1項の固定資産評価基準および法附則第17条の2第1項の修正基準」と読み替えるものとする。	(不動産の価格の決定の特例) 第9条の3 第39条の2第9項、第11項もしくは第12項、第39条の16第1項または付則第8条第1項の規定により知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が法附則第17条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける土地であるときににおける第39条の2第9項、第11項もしくは第12項、第39条の16第1項、付則第8条第1項または前条第3項の規定の適用については、これらの規定中「法第388条第1項の固定資産評価基準」とあるのは、「法第388条第1項の固定資産評価基準および法附則第17条の2第1項に規定する修正基準」と読み替えるものとする。

第9条の4 略

第10条 削除

(法附則第12条の2の2第1項の条例で定める路線)

第10条の2 法附則第12条の2の2第1項の条例で定める路線は、国または県が公共交通機関の運行を確保し、または維持するために交付する補助金の対象となる路線のうち、国、県または市町村から車両を購入するための補助金を受けて取得した一般乗合用バスが運行される路線（当該一般乗合用バスを取得した時における路線に限る。）とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2の2 営業用の自動車（第42条第1項の自動車をいう。以下この条から付則第10条の2の4までにおいて同じ。）（軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。）を除く。）および軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

第9条の4 略

(削除)

(法附則第12条の2第1項の条例で定める路線)

第10条 法附則第12条の2第1項の条例で定める路線は、国または県が公共交通機関の運行を確保し、または維持するために交付する補助金の対象となる路線のうち、国、県または市町村から車両を購入するための補助金を受けて取得した一般乗合用バスが運行される路線（当該一般乗合用バスを取得した時における路線に限る。）とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2 営業用の自動車（第42条第1項の自動車をいう。以下この条から付則第10条の2の3までにおいて同じ。）（軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。）を除く。）および軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるもの）をいう。付則第10条の2の3第1項から第4項までにおいて同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）（車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等（道

路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条および付則第10条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、付則第10条の2の3および第10条の2の4において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定め

2 次に掲げる自動車であつて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）を受けるものの取得（同条第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車を用い、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車であつて施行規則第4条の4第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第4条の4第5項に規定するものをいう。付則第10条の2の4第1項から第4項までにおいて同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第4条の4第6項に規定するものをいう。次号および付則第10条の2の4第1項において同じ。）を除く。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）ア 乗用車のうち、次のいずれかに該当するもので施行規則第4条の5第1項に規定するもの (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適	るエネルギー消費効率（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。 次に掲げる自動車であつて新規登録等
	項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車

用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項および付則第10条の2の4第1項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第8項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条および付則第10条の2の4において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率

（以下この号および付則第10条の2の4において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の4において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の4において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に

規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）

規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(削除)

(イ) 略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(削除)

(イ) 略

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 5 項に規定するもの	(ア) 次のいずれかに該当すること。 a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの (以下この条および付則第10条の 2 の 3 第 1 項において「平成30年軽油軽中量車基準」という。) に適合すること。 b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの (以下この条および付則第10条の 2 の 3 第 1 項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。) に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の 9 を超えないこと。
(削除)	(イ) 略
イ 略	ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (ア) 次のいずれかに該当すること。

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 5 項に規定するもの	(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第 4 条の 4 第12項に規定するもの (以下この条および付則第10条の 2 の 4 第 1 項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。) に適合すること。
(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の 9 を超えないこと。	(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。 イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 6 項に規定するもの (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。 (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの	(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第 4 条の 4 第12項に規定するもの (以下この条および付則第10条の 2 の 4 第 1 項において「平成28年軽油軽中量車基準」という。) に適合すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの (以下この条および付則第10条の 2 の 3 第 1 項において「平成28年軽油重量車基準」という。) に適合すること。	b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月 1 日 (車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月 1 日) 以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの (以下この条および付則第10条の 2 の 3 第 1 項において「平成21年軽油重量車基準」という。) に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の 9 を超えないこと。
--	--

(イ) 略
(削除)

(削除)

用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの (以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。) に適合すること。	(イ) 略 エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 7 項に規定するもの (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月 1 日 (車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月 1 日) 以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第 4 条の 4 第15項に規定するもの (以下この条および付則第10条の 2 の 4 第 1 項において「平成21年軽油重量車基準」という。) に適合すること。 (イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の 9 を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。 オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 8 項に規定するもの (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
---	---

（イ） エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

4 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

（1） 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものの

（ア） 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（イ） エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

（ア） 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値

の2分の1を超えないこと。

- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条および付則第10条の2の3第1項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定

にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第 1 項に定める率に 100 分の 40 を乗じて得た率とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車 ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 9 項に規定するもの (ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率以上であること。 イ 車両総重量が 2.5 トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 10 項に規定するもの (ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上であること。 ウ 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 11 項に規定するもの (ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第 1 項に定める率に 100 分の 50 を乗じて得た率とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車 (削除) (削除) ア 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 11 項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成 30 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。 b 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。 (削除)
---	--

<u>窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。</u> (ウ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。 エ 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 12 項に規定するもの (ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	(イ) 略 イ 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 12 項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成 30 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 3 を超えないこと。 b 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。 (削除) (イ) 略
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。 (2) 次に掲げる軽油自動車 ア 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 13 項に規定するもの (ア) 平成 21 年軽油軽中量車基準に適合すること。	(2) 次に掲げる軽油自動車 ア 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第 13 項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成 30 年軽油軽中量車基準に適合すること。 b 平成 21 年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成 21 年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の 10 分の 9 を超えないこと。 (削除)
(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成 21 年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の 10 分の 9 を超えないこと。	

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。 イ 略 ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。	(イ) 略 イ 略 ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。 b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
(イ) 略 エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するもの (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。 オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。	(イ) 略 (削除) (削除)
6	次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得 (第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないも

のとした場合に適用されるべき同条または第 1 項に定める率に 100 分の 60 を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成 30 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

b 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が 2.5 トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成 30 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

b 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成 30 年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の

排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。 (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。	4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までにに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車 ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。 イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第18項に規定するもの (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までにに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車 (削除)	ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第18項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値

の 2 分の 1 を超えないこと。	b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。
(削除)	
(イ) 略	イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第19項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 3 を超えないこと。 b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。
(削除)	
(イ) 略	(2) 次に掲げる軽油自動車 ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第20項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。 b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。	(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
之 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第19項に規定するもの (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。	
(2) 次に掲げる軽油自動車 ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第 4 条の 5 第20項に規定するもの (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。	

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。 イ 略 ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。	(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (イ) 略 イ 略 ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。 b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (イ) 略 (削除)	粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (削除) (イ) 略 イ 略 ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。 b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (イ) 略 (削除)	(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。 オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。 オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。	(イ) 略 エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。 オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。	(イ) 略 エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。 オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。	(イ) 略 エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。 オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
---	--	---	--	--	--	--

5 ガソリン自動車（乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくは8トトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車の取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。	8 次に掲げる自動車
(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に105を乗じて得た数値以上であること。	で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車の取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。 (1) 次に掲げるガソリン自動車 ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。 b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。 イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。 b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値

の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(自動車取得税の免税点の特例)

第10条の2の2 略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の3 次に掲げる自動車 (以下この項において「第1種環境対応車」という。) で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1) 略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車 (専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)

(自動車取得税の免税点の特例)

第10条の2の3 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第46条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の4 次に掲げる自動車 (以下この項において「第1種環境対応車」という。) で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1) 電気自動車 (電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。)

(2) 天然ガス自動車 (専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第4条の4第1項に規定するものをいう。) のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日 (車両総重

付則第10条の2の3（自動車取得税の課税標準の特例） ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの イ 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（イにおいて「平成21年天然ガス」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるもの	量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第3項に規定するもの
(3) 略 (4) 次に掲げるガソリン自動車 ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。 b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (削除) (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。 イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。	(3) 充電機能付電力併用自動車 (4) 次に掲げるガソリン自動車 ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するもの (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。 イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。 イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。 b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (削除) (イ) 略 ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第11項に規定するもの (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。 b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (削除) (イ) 略 (5) 次に掲げるガソリン自動車 (平成32年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の6第1項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの (以	(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。 ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第11項に規定するもの (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。 (5) 次に掲げるガソリン自動車 (平成32年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の6第1項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの (以
---	--

下 第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として施行規則附則第4条の6第2項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの(次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)に限る。) ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第3項に規定するもの (ア)および(イ) 略 (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。 イ 略	下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として施行規則附則第4条の6第2項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの(次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)に限る。) ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第3項に規定するもの (ア)および(イ) 略 (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。 イ 略
(6) 次に掲げる軽油自動車 ア 乗用車のうち、平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの イ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの(電力併用自動車に限る。) (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。	(6) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの ア 次のいずれかに該当すること。 (ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。 (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。 (7) 次に掲げる軽油自動車 ア 乗用車のうち、平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの イ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの(電力併用自動車に限る。) (ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。 b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。	(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
(削除)	(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
(イ) 略	2 次に掲げる自動車 (以下この項において「第2種環境対応車」という。) で初めて新規登録等を受けるものの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。
(1) 付則第10条の2第2項または第3項第1号に掲げるガソリン自動車	(1) 付則第10条の2第2項第1号に掲げるガソリン自動車
(2) ガソリン自動車 (車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率率算定自動車であるものに限る。) のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの	(2) 次に掲げるガソリン自動車 (平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)
ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの
イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。	(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
(3) 付則第10条の2第3項第2号ウに掲げる軽油自動車 (電力併用自動車に限る。)	(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。
	イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第6項に規定するもの
	(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
	(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。 (3) 付則第10条の2の2第2項第2号エまたはオに掲げる軽油自動車 (電力併用自動車に限る。)	
3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。 (1) 付則第10条の2の2第3項第1号 に掲げるガソリン自動車 (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。） ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第7項に規定するもの (ア) および(イ) 略 (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。 イ 略	3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。 (1) 付則第10条の2第4項第1号または第5項第1号に掲げるガソリン自動車 (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。） ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第7項に規定するもの (ア) および(イ) 略 (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。 イ 略 (3) 付則第10条の2第4項第2号に掲げる石油ガス自動車 (4) 付則第10条の2第5項第2号に掲げる軽油自動車 (電力併用自動車に限る。)
4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。 (1) 付則第10条の2の2第4項第1号に掲げるガソリン自動車	4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。 (1) 付則第10条の2第6項第1号または第7項第1号に掲げるガソリン自動車

付則第10条の2の3 (自動車取得税の課税標準の特例)	(2) ガソリン自動車(乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第9項に規定するもの	(2) 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)
ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの	ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの	イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。	イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの	ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。
(3) 付則第10条の2の2第4項第2号エまたはオに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)	イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
5 次に掲げる自動車(以下この項において「第5種環境対応車」という。)	イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに	ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。	ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。	(1) 付則第10条の2の2第5項に掲げるガソリン自動車	(1) 付則第10条の2第8項第1号に掲げるガソリン自動車
(2) ガソリン自動車(乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)	ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。	ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。
6第10項に規定するもの	ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの	ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。	(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。
イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。	イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。 (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。
(3) 付則第10条の2第8項第2号に掲げる石油ガス自動車 6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができ設置までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の6の2第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。 (1) および(2) 略	(3) 付則第10条の2第8項第2号に掲げる石油ガス自動車 6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができ設置までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の6の2第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。 (1) および(2) 略
7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第3項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の付則第10条の2の4第	7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第3項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の付則第10条の2の3第

7項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。	7項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。
(1)および(2) 略	(1)および(2) 略
8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の6の2第5項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。	8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の6の2第5項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)ならびに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下同項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日(第4号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。	9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)ならびに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下同項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日(第4号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。
(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車(施行規則附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。)またはバス(施行規則附則第4条の6の2第9項に規定するものに限る。)(第11項において「バス等」という。)であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技	(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車(施行規則附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。)またはバス(施行規則附則第4条の6の2第9項に規定するものに限る。)(第11項において「バス等」という。)であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技

術基準で施行規則附則第４条の６の２第１０項に規定するもの（以下この項および第１１項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成２５年１月２７日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第４条の６の２第１１項に規定するもの（以下この項および第１１項において「衝突被害軽減制御動力御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両総重量が３・５トンを超え８トン以下のトラック（施行規則附則第４条の６の２第１２項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項および第１１項において同じ。）であつて、道路運送車両法第４１条の規定により平成２８年２月１日以降に適用されるべきものと
して定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成２６年２月１３日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動力御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの。

(3) 略

(4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第13項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日まで

に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

術基準で施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの（22）車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の6の2第12項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項から第11項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 略

(削除)

次に、掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第13項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、第1号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたとき限り、第2号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたとき限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運

送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの (2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準の規	11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの (施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。) で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日 (第5号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日) までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。 (1)～(4) 略 (5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの 送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの 11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの (施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。) で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日 (第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日) までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。 (1)～(4) 略 (削除)	12 車両総重量が12トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置 (以下この項において「車線逸脱警報装置」という。) に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものに適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの (総務省令で定めるものに限る。) で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用につい

ては、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

13 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6の2第15項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車取得税の賦課徴収の特例）

第10条の2の4 自動車取得税の賦課徴収に関し、自動車が付則第10条の2第2項から第8項までまたは前条第1項から第5項までに規定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき付則第10条の2第2項から第8項までまたは前条第1項から第5項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第48条第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後に於いて知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第129条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関するこの条例の規定を適用する。

12 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6の2第15項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における法第129条第2項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	第10条の2の5 略	(軽油引取税の課税免除の特例) 第10条の2の6第1項 略 2 略	3 前2項の場合における第55条、第58条の5、第58条の7、第58条の13および第58条の20の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	略	4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第55条第1項(第3号に係る部分に限る。)および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。	(1) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号)第6条第1項(同法第7条第8項および重要影響事態等において我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成12年法律第145号)第5条第7項において準用する場合を含む。)	(2) 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号)第10条第1項	(3) 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成27年法律第77号)第7条第1項(同法第8条第8項および重要影響事態等において実施する船舶検査活動に関する法律第5条第7項において準用する場合を含む。)	
---	-------------------	--	--	----------	--	--	--	--	--

4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合においては ____、当該軽油の譲渡については、<u>前項</u>の規定により読み替えられた第55条第1項(第3号に係る部分に限る。)および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。	5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、<u>前項</u>の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、<u>第3項</u>の規定により読み替えられた第55条第1項(第3号に係る部分に限る。)および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。
第10条の2の7および第10条の2の8 略	第10条の2の7および第10条の2の8 略
(自動車税の税率の特例)	(自動車税の税率の特例)
第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同条第2項に規定するものをいう。)およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項第3号において同じ。)ならびにバス(一般乗合用のものに限る。)および被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の	第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同条第2項に規定するものをいう。)およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項第3号において同じ。)ならびにバス(一般乗合用のものに限る。)および被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車 で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定す る新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けた もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する 年度 (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自 動車以外の自動車 で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度 略	中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車 で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定す る新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けた もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する 年度 (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自 動車以外の自動車 で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度 略
2 略 3 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用に ついては、当該自動車 が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。 (1) 電気自動車 (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21 年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のも）にあつては、 平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車 排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準 （第4号および第5号 において「排出ガス保安基準」という。）で 総務省令で定めるもの（以下この号 において「平成 21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量 が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えな いもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として 用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定め るものをいう。）	2 略 3 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用に ついては、当該自動車 が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。 (1) 略 (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21 年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のも）にあつては、 平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車 排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準 （以下この項および第5項において「排出ガス保安基準」という。）で 総務省令で定めるもの（以下この号および第5項第2号において「平成 21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量 が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えな いもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として 用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定め るものをいう。第5項第3号において同じ。）

付則第10条の3（自動車税の税率の特例）

- (4) エネルギ－の使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギ－消費効率（以下この条および次条において「エネルギ－消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギ－消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギ－消費効率（次項において「基準エネルギ－消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項および第6項において「平成32年度基準エネルギ－消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項から第6項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第5項第5号において同じ。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの（第5項第5号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの
- 略
- 4 略
- 5 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車を受けた場合は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車に新車新規登録を受けた場合には平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (4) エネルギ－の使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギ－消費効率（以下この項および次項において「エネルギ－消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギ－消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギ－消費効率（次項において「基準エネルギ－消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの
- に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第5項第5号において同じ。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの
- に適合するもの
- 略
- 4 略

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものまたは平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので総務省令で定めるものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものまたは平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので総務省令で定めるものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5. 前 2 項 の規定の適用がある場合における第61条の 2 の規定の適用については、第 2 項の規定を準用する。

7. 第 3 項から前項までの規定の適用がある場合における第61条の 2 の規定の適用については、第 2 項の規定を準用する。

(自動車税の賦課徴収の特例)

第10条の 3 の 2 自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第 3 項から第 6 項までに規定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量またはエネルギー消費効率率についての基準 (以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。) につき同条第 3 項から第 6 項までの規定の適用を受ける自動車 (以下この項において「減税対象車」という。) に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等 (申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

2. 納付すべき自動車税の額について不足額があることを第63条第 1 項の納期限 (納期限の延長があつたときは、その延長された納期限) 後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段 (当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。) により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関するこの条例の規定を適用する。

3. 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第10条の4および第11条 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例) 第11条の2 略 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第18条および第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。 (1) 法第32条第13項ただし書の規定の適用がある場合 (2) 法第32条第13項第1号に掲げる申告書および同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるとき。 3 略 第11条の2の2 略	第10条の4および第11条 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例) 第11条の2 略 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出した場合（次に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第18条および第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。 3 略 第11条の2の2 略
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例) 第12条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得または雑所得を有する場合には、当	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例) 第12条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得または雑所得を有する場合には、当

該事業所得および雑所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれが多い金額に相当する県民税の所得割を課する。 (1) および(2) 略 2 および3 略 4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。	該事業所得および雑所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれが多い金額に相当する県民税の所得割を課する。 (1) および(2) 略 2 および3 略 4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成32年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。
第13条 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例) 第13条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（付則第13条の3第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) および(2) 略	第13条 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例) 第13条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（付則第13条の3第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) および(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることとその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間）という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確定であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたもの（をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。 3 略 4 第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部または一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後2年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部または一部が同項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確定であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、第2項の規定の適用については、予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。	2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることとその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間）という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確定であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたもの（をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。 3 略 4 第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部または一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後2年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部または一部が同項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確定であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、第2項の規定の適用については、予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。
第13条の2の2～第22条 略	第13条の2の2～第22条 略

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等 自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等) 第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事 故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条の 規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子 力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定によ り読み替えて適用される警戒区域の設定を行うこと(昭和36年法律第223号)第63条第 1項の規定による警戒区域であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移 動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下 「自動車持出困難区域」という。)内の第42条第1項の自動車(以下「対 象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公 示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内 自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取 得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自 動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項 に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当 することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等 自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日 から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の 取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。 2および3 略 以下 略	(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等 自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等) 第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事 故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条の 規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子 力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定によ り読み替えて適用される警戒区域の設定を行うこと(昭和36年法律第223号)第63条第 1項の規定による警戒区域であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移 動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下 「自動車持出困難区域」という。)内の第42条第1項の自動車(以下「対 象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公 示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内 自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取 得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自 動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項 に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当 することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等 自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日 から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の 取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。 2および3 略 以下 略
---	---

滋賀県条例等の一部を改正する条例 新旧対照表 (付則第17項による改正)

旧	新
(滋賀県条例の一部改正) 第1条 滋賀県条例 (昭和25年滋賀県条例第55号) の一部を次のように改正する。	(滋賀県条例の一部改正) 第1条 略
(中略) 第1条の2 略	(中略) 第1条の2 略
(中略) 第2条 滋賀県条例の一部を次のように改正する。	(中略) 第2条 滋賀県条例の一部を次のように改正する。
(中略) 付則第10条の3の見出し中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「第73条の5第1項第1号ア(7)に規定する電気自動車という」に、「附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ」を「第9条の2第1項に規定するものをいう」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「同条第2項」を「同条第1項」に、「内燃機関を有する自動車で併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項第3号において同じ」を「第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車という」に、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の右に「の種別割」を加え、「第61条第1項」を「第73条の5第1項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第61条第3項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第66条第1項第2号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第2項中「第61条の2」を「第73条の6」に改め、同条第3項から第5項までを削る。	(中略) 付則第10条の3の見出し中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「第73条の5第1項第1号ア(7)に規定する電気自動車という」に、「附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ」を「第9条の2第1項に規定するものをいう」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「同条第2項」を「同条第1項」に、「内燃機関を有する自動車で併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項第3号において同じ」を「第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車という」に、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の右に「の種別割」を加え、「第61条第1項」を「第73条の5第1項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第61条第3項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第66条第1項第2号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第2項中「第61条の2」を「第73条の6」に改め、同条第3項から第5項までを削る。 付則第10条の3の2を削る。 以下 略